2　申請の時期
　平成24年10月17日から平成24年10月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、平成24年10月30日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成24年10月17日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法
　申請者は、申請書に国立医薬品食品衛生研究所⑿設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ
　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成24年３月30日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、国立医薬品食品衛生研究所⑿設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、国立医薬品食品衛生研究所⑿設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、国立医薬品食品衛生研究所⑿設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。
⑶　代表者要件
　構成員において決定された代表者が、国立医薬品食品衛生研究所⑿設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書
　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「国立医薬品食品衛生研究所⑿設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成24年10月17日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

　次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
　平成 24 年 10 月 17 日
　　支出負担行為担当官
　　横浜検疫所総務課長　谷内　隆夫
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　14
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入件名及び数量　検査機器６式の賃貸借
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年11月５日17：00（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒231―0002 神奈川県横浜市中区海岸通１丁目１番地　横浜検疫所総務課経理係　電話045―201―4458
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成24年10月17日から平成24年11月５日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 24
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Lease of testing equipment, 6 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 p.m. 5th November, 2012
⑷　Contact point for the notice : Chief of the Accountant General Unit, General Affairs Division, Yokohama Quarantine station, 1―1 Kaigandori Naka-ku Yokohama city Kanagawa 231―0002 Japan TEL 045―201―4458

随意契約

随意契約に関する公示

　次のとおり随意契約について公示します。
　平成 24 年 10 月 17 日
　　支出負担行為担当官
　　外務省大臣官房会計課長　水嶋　光一
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第 84 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　73
⑵　購入等件名及び数量　「平成24年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」事業の実施
2　随意契約の予定日　平成24年11月６日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　b「排他的権利の保護」
4　随意契約を予定している相手方の名称
　㈱文化工房
5　担当部局　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省領事局海外邦人安全課　岸　　俊兵　電話03―3580―3311　内線5142
6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 73
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Advertising services, 1 set
⑶　Expected date of the contract award : November 6, 2012.
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : “Protection of Exclusive Rights”
⑸　Contact point for the notice : Shumpei Kishi, Japanese Nationals Overseas Safety Division, Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 ext. 5142

随意契約に関する公示

　次のとおり随意契約について公示します。
　平成 24 年 10 月 17 日
　支出負担行為担当官
　　厚生労働省大臣官房会計課長　池永　敏康